

豊中市立幼保連携型認定こども園に設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため、豊中市立幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のためこども園に設置する記録装置を備えた監視カメラをいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラによって撮影された映像を記録したものをいう。

(設置)

第3条 防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は別に定める。

- 2 防犯カメラを設置する箇所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者を表示するものとする。
- 3 画像データは、撮影された個人が特定されることがあるため、保有個人情報に該当するものとして、豊中市個人情報保護条例に基づく取扱いをしなければならない。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、こども事業課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用してはならない。
- 3 管理責任者は、画像データの漏えい、紛失等がないよう必要な措置を講じるとともに、指定した職員以外の者に防犯カメラ及び画像データを取扱わせてはならない。

(画像データの管理)

第5条 画像データは、記録装置により記録媒体に記録する。防犯カメラに記録した画像データは、加工、編集等を行わず、記録したままの状態で作成するものとする。

- 2 画像データの記録媒体は、盗難及び紛失を防止するため施錠することができる場所に保管するものとする。
- 3 記録媒体は、次条第2項に定める場合以外には再生しないものとする。
- 4 画像データの保存期間は、概ね14日間とする。

- 5 画像データの保存期間を経過した記録媒体は、再利用し、上書きすることにより当該画像データを消去するものとする。
- 6 記録媒体を廃棄する場合は、破砕や裁断等を行い画像データを消去するものとする。

(画像データの再生、外部提供等)

第6条 画像データは、管理責任者が事故、犯罪等を確認するため必要があると認める場合に限り、再生するものとする。

2 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

- (1) 法令に基づく請求があった場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は、警察署長等からの文書によるものとする。）
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども事業課長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年2月10日から実施する。

防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲

豊中市立幼保連携型認定こども園に設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱第3条第1項の規定により、別に定める防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は下記のとおりとする。

設置施設	作動時間	台数	撮影範囲
豊中市立島田こども園	終日（24時間）	1台	玄関